

## 第9回 I R 推進会議 議事概要

### 1. 日 時

2018年11月14日(水) 10:00～11:46

### 2. 場 所

大阪府庁本館5階 議会特別会議室(大)

### 3. 出席者

《委員》(敬称略)

(座長)	溝畑 宏	公益財団法人大阪観光局 理事長
(座長代理)	谷岡 一郎	学校法人谷岡学園 理事長・大阪商業大学 学長
	井上 幸紀	大阪市立大学大学院医学研究科 教授
	加賀 有津子	大阪大学大学院工学研究科 教授
	樋口 真人	弁護士
	廣瀬 茂夫	一般社団法人関西経済同友会常任幹事・事務局長
	宮城 勉	大阪商工会議所専務理事

〔 ※ 欠席  
関 総一郎 公益社団法人関西経済連合会専務理事  
《大阪府・大阪市》

坂本 篤則 大阪府・大阪市 I R 推進局長

### 4. 配付資料

資料1	国の動向等について
資料2	大阪 I R が有すべき機能・施設の検討について
資料3	ギャンブル等依存症対策について
資料4	夢洲における防災の取組みについて
参考資料1	第8回 I R 推進会議 概要

## 《議事概要》

### 開 会

○那須参事 皆様、おはようございます。本日はお忙しい中、お集まりいただきましてありがとうございます。

定刻となりましたので、ただいまから第9回 I R 推進会議を開会いたします。私は、司会進行を担当させていただきます大阪府・大阪市 I R 推進局企画課参事的那須でございます。よろしくお願いいたします。

本日は、関委員がご欠席となっており、代理で関西経済連合会産業部担当部長の徳田様にご出席をいただいております。

なお、本日は配付資料といたしまして、資料1～4と参考資料1をご用意いたしております。資料の最後にあります参考資料1につきましては、第8回 I R 推進会議の概要を事務局で整理したものでございますので、また後ほどご参照をお願いいたします。

それでは、早速ですが議事に入りたいと存じます。以降の進行は溝畑座長をお願いいたします。

○溝畑座長 それでは、早速議事に入らせていただきます。資料1の国の動向等につきまして、事務局より説明をお願いしたいと思います。

○那須参事 それでは、資料1の国の動向等についてご説明をいたします。

まず、上段の国の最近の主な動きでございます。皆様ご存じのとおり、7月6日にギャンブル等依存症対策基本法が、7月20日にいわゆる I R 整備法が成立したところでございます。その後、10月19日にギャンブル等依存症対策推進本部の第1回会合が、11月5日に第12回の特定複合観光施設区域整備推進会議が開催されるなど、国において具体的な検討が動き出しているところでございます。

次に、下段の国の今後の主な予定でございますが、国の第12回 I R 推進会議での配付資料を見ますと、I R 整備法に係る一般的な細則に関する政令につきましては、2019年3月末を目途に公布を行う予定となっております。公布される具体的な項目といたしましては、下の枠囲みにありますように、I R を構成する中核施設の要件やゲーミング区域の床面積の上限などとなっております。また、2019年4月には、国でギャンブル等依存症対策推進基本計画を閣議決定する予定となっております。

私からの説明は以上でございます。

○溝畑座長 ただいまの国の動向等についての説明につきまして、ご意見やご質問等はござ

いますか。

特にないようでございますので、次の議事に入りたいと思います。資料2の大阪IRが有すべき機能・施設の方向性につきまして、まずは検討に当たっての視点と6つある中核施設のうち一号施設、二号施設でありますMICE施設につきまして、事務局より説明をお願いしたいと思います。

**○那須参事** それでは、資料2の大阪IRが有すべき機能・施設の検討についてご説明いたします。

資料の1ページをご覧ください。本年7月に成立いたしましたIR整備法などにおきまして、中核施設などをはじめ、IRに関する様々な考え方が示されたところでございます。今後、そうした考え方を踏まえ、大阪IRが有すべき機能や施設の検討を深め、大阪IR基本構想(案)の取りまとめを進めていきたいと考えているところでございます。本日は国の考え方などを示しながら、IR整備法で規定される各施設の方向性などにつきまして、委員の皆様から幅広くご意見をいただければと考えております。IR整備法では、皆様ご存じかと思いますが、特定複合観光施設とは、カジノ施設に加えまして、この資料の下の表にあります1号から6号までの施設、国際会議場施設や展示施設等、観光の魅力増進施設、送客機能施設、宿泊施設、その他観光客の来訪・滞在の促進に寄与する施設となっております。後ほど各施設に関する国の考え方をご説明させていただきます。

次に、2ページをご覧ください。各施設の方向性につきまして、皆様からご意見をいただく前に、検討にあたっての視点ということで、国の考え方などを改めてご確認させていただきたいと考えております。まず、国が考える日本型IRでございますが、上段の枠囲みのうち4つの黒丸にありますように、これまでにないスケールとクオリティーを有する統合型リゾートとして世界中から観光客を集め、2つ目にあります日本各地の魅力を発信し、3つ目にありますようにIRへの来訪者を全国各地へ送り出すとともに、4つ目にありますようにこれまでにない展示・会議ビジネスの展開による新たなビジネスの起爆剤とすることにより、上段にありますようにIRが世界と日本の各地をつなぐ交流のハブとなることを目指しております。次に、左下のIR整備法の目的でございますが、地域の創意工夫や民間活力、健全なカジノ事業の収益を活用して、カジノ施設をはじめ、国際会議場施設や展示施設などを整備することにより、国際競争力の高い魅力ある滞在型観光の実現を図り、観光振興、地域経済振興、財政の改善に資することを目的としております。また、右下の公共政策としての日本型IRの政策目標でございますが、民間事業者ならではの創意工夫を活かしまして、世界

で勝ち抜くMICEビジネスの確立、滞在型観光モデルの確立、世界に向けた日本の魅力の発信などにより、観光先進国としての日本を実現することとしております。こうした日本型IRの目的や政策目標などを踏まえ、公共政策としての日本型IRにつきましては、日本を観光先進国に引き上げるための原動力となることが求められているものと考えております。

次に、3ページをご覧ください。検討にあたっての視点②でございますが、これは国の第12回IR推進会議での配付資料を抜粋したものでございますが、中核施設の具体的な要件基準を検討するに当たり、次の3つの基本的な視点が示されております。1つ目の視点といたしましては、これまでにないような国際的なMICEビジネス等を展開し、新たなビジネスの起爆剤となり、また世界に向けて日本の魅力を発信し、世界中から観光客を集める、我が国においてこれまでにないクオリティを有する内容の施設とすべきとされております。2つ目の視点といたしましては、カジノ事業免許が刑法で禁止されております賭博行為を民間事業者の特権的例外として認めるものであることに鑑み、ナショナルプロジェクトとしてふさわしいIR事業の公益性を確保する外形的な基準とすべきであり、具体的には、これまでにないスケールを有する我が国を代表することとなる規模の施設とすべきとされております。3つ目の視点といたしましては、上記2点を前提とした上で、IR事業の効果を最大化するため、中核施設を構成する各施設や立地地域の特性が様々であることを踏まえ、民間の活力と地域の創意工夫を活かせるものとすべきとされております。こうした3つの視点に基づき、国の推進会議では、各中核施設の基準につきまして、方向性を検討しているところでございます。

次に、4ページの検討にあたっての視点③をご覧ください。この資料につきましては、これからの議論のため、中間骨子に掲げております大阪IRの基本コンセプトや成長の方向性をリマインドとしてお示しするとともに、大阪・関西のポテンシャルを改めて整理させていただいたものでございます。まず、大阪・関西の経済的特性といたしましては、主要国1カ国分の人口・経済規模、高水準な大学や研究機関、ライフサイエンス産業の集積などであると考えております。次に、真ん中の地理的・立地的特性といたしましては、関西の中心での立地や瀬戸内海との近接、さらには空港、道路・鉄道など、交通アクセスの充実などであると考えております。さらに、右側の歴史的・文化的特性といたしましては、古くからの都の存在や多数の世界遺産、国宝、重要文化財の集積、豊かな食文化などであると考えております。次ページ以降における中核施設の議論に当たりましては、こうした大阪の都市的な魅力や関西広域の豊富な観光資源、こういった大阪・関西広域のポテンシャルも念頭に置きなが

らご意見をいただければと考えております。

次に、5ページの1、2号施設をご覧ください。IR整備法では、1号施設、国際会議場施設につきましては、左側の条文のところでございますが、国際会議の誘致を促進し、及びその開催の円滑化に資する国際会議場施設であって、政令で定める基準に適合するもの、また2号施設、展示施設等につきましては、国際的な規模の展示会、見本市その他の催しの開催の円滑化に資する展示施設、見本市場施設その他の催しを開催するための施設であって、政令で定める基準に適合するものと規定されております。その右側の想定される施設要件でございますが、これは国の推進会議の資料によりますと、①として、極めて大規模な国際会議が開催可能な国際会議場施設であり、かつ一般的な規模の展示会に対応できる展示等施設を併設するもの、また②として、極めて大規模な展示会が開催可能な展示等施設であり、かつ一般的な規模の国際会議に対応できる国際会議場施設を併設するもの、③として、大規模な国際会議及び展示会が開催可能なバランスがとれている総合的なMICE施設の3つが示されており、いずれかの要件を満たすことが想定されております。資料の中段から下でございますが、世界で勝ち抜くMICEビジネスの確立に向けたイメージを整理しております。左下の世界水準のMICE施設に加えまして、宿泊施設やエンターテインメント施設など、MICE開催に必要な各種施設を一体的に整備し、戦略的なMICEの誘致・開催を行うことにより、人の交流や知の交流、ネットワークの構築等を図り、新たなビジネスイノベーション機会の創造や地域への経済効果、国・都市の競争力の向上などの効果が期待されるところでございます。

次に、6ページをご覧ください。本資料は国の推進会議で示された参考資料から抜粋したものでございますが、極めて大規模、もしくは大規模のイメージを捉えることができると考えております。国際会議場につきましては、世界中の各都市が持ち回りで定期開催している国際会議を誘致できる、つまり現在、アジア・大洋州で開催されている最大規模がターゲットになるかと考えられます。一方、展示等施設につきましては、当該展示会が開催されている背後圏に影響を受けるため、世界中で持ち回り開催されるものではなく、国内の既存の展示施設を参考に、極めて大規模、大規模の基準が定められるような資料となっております。具体的には、アジア・大洋州の主な大規模国際会議場及び世界の国際会議の規模別開催件数をご覧くださいなのですが、まず最大会議室の通常収容人数の上位5施設を見ますと、全て5,000人以上の規模となっております。また、右側の規模別の開催件数を見ますと、2,000人規模までの国際会議がボリュームゾーンとなっておりますが、一方で1万人以上の

国際会議も47件開催されております。次に、その下の国内の主な展示施設及び展示会等の規模別開催件数でございますが、有効展示面積を見ますと、東京ビッグサイトが9万5,000㎡と、国内最大となっております。また、右側の規模別の開催件数を見ますと、3万㎡までの展示会がボリュームゾーンとなっているほか、7万、8万㎡以上の展示会も一定数開催されている状況となっております。次に、その下の世界におけるMICE施設のトレンドを見ますと、大規模な国際会議や世界規模の見本市でも複数同時に開催可能な施設規模や、フレキシブルに分割・変更可能なレイアウト、こういったことがトレンドとなっているようでございます。

事務局からの説明は以上でございます。

○溝畑座長 先般、国のIR推進会議が東京で開かれましたけれども、そこで示された政令案の概要につきまして、事務局から説明がございました。

ただいまの説明につきまして、ご意見、ご質問等はございますか。

○谷岡委員 特に、5ページ、6ページのMICEに関して幾つかコメントしたいのですが、まず6ページで今、大体3万㎡以下がボリュームゾーンという説明がありまして、それはそうなのですが、どちらかといえば、日本においては4万㎡以上のものがとれていない傾向が高いです。逆に言いますと、4万㎡以上使うようなタイプのコンベンションやエキシビションが実は年々増えておりまして、それは日本のキャパシティがあまりないからとれていないだけで、ボリュームゾーンがこれから上の方へシフトしていくという前提でまず話を考えた方がいいと思います。

その前と前の前のページですが、ここにおいてインセンティブというゾーンが実はほとんど考慮されていません。インセンティブの場合、国内会議が多いですから、どちらかといえば、国際・国内会議、国内外会議とか、国際・国内会議と書くとか、少し工夫をなさった方がインセンティブもこの中に取り込めるので、MICEのMとCとEはありますけれども、Iの部分が少し見当たらないというのが正直なところです。

あと、コメントとしては、1ページ目にカジノ以外に1～6号までありますが、その6号に随分たくさんのもが含まれるというのは、もう作っておられて分かると思います。レストラン、ショップ、スポーツ、教育、トレーニング、医療、依存症施設など、とにかくあまりにたくさんのもが6号施設に含まれますので、大阪府市で、この6号をもう少し内容を精査する形で位置づけられた方がいいと思います。

以上です。

○溝畑座長 その他ご意見はございますか。

○加賀委員 1号、2号施設のご説明の中で、6ページにデータが示されていて、それぞれの件数がありますが、例えば下の展示会の開催規模ということで、日本の開催件数がありますけれども、世界レベルになると、実はどれぐらいボリュームといたしますか、パイがあって、その中のどれぐらいが今とれているのかというようなところにつきまして、何かデータの的な説明など、もしいただけたらお願いしたいと思います。

○溝畑座長 これは国がつくった資料でございますが、それではまた、事務局の方でお願いします。

○加賀委員 また教えていただけましたらと思います。

○谷岡委員 大体、東京ビッグサイトの規模で、世界では70数位というところです。

○加賀委員 ですので、かなりパイとしてはありますが、その中の一部しか取れていないということになると思いますけれども、その辺りを少し数字的にも示していただけますか。

○溝畑座長 このMICE施設を中心に、皆様、どうでしょうか。

○廣瀬委員 ここでどこまで議論していいのか、少しよく分からないところがありますが、大阪のIRが有すべきというテーマで考えれば、国が出しているものは最低条件であって、この中にどのように地域の特性というものを加味していくのかという視点も要るかと思いません。そういう意味では、このIRが有すべき機能・施設について、6号施設以外に大阪独自のものを考えていくということが重要で、そこが地域の戦略が生きるころだと思しますので、その辺りの議論をぜひお願いしたいと思います。私としては、世界の潮流から見て、デジタルという言葉が全然入ってきていないことに非常に危機感を覚えますのと、関西ですから、ライフサイエンスをもっと前面に押し出したものが考えられてしかるべきだと思います。

それと、5ページのところで少しご説明がありましたが、世界で勝ち抜くMICEビジネスの確立というところで、MICE開催による効果について、事務局の方では「期待される」という表現がありましたけれども、私はこれを「生んでいく義務」があると思っています。期待できないのであれば、最初からやめた方がいいわけで、本当に海外から真剣にとってくる、あるいは新たに生み出していくということをしっかりやっていくことが極めて重要だと思います。そういう観点でいえば、施設をつくるということも重要ですが、そこで一体どんな会議を開いていくのか。例えば、世界で有名なCESでしたら、ラスベガスの施設を貸し切ってやっています。そういうものに対抗して関西が何かを打ち出していけるのかという視点で考えるべきものですから、MICE施設をフル活用したうえに、ショッピング

モールだの何だのを総動員しないと勝てませんので、そういう総合的な観点をぜひ入れていて、関西・大阪でつくっていただきたいと思います。

あと、6ページのところで、先ほど来ご指摘があったように、我が国だけを見ていたら大きく間違えますので、世界を見ていかないといけないということと、一番下に掲載されている「世界におけるMICE施設のトレンド」が非常に重要ですので、ここら辺りを目線につくっていただきたいと思います。

以上です。

○溝畑座長 MICEのことが議論になっています。実は、大阪のMICEをどうするべきかという幹事会の会長をやっておりますので、まず私がこの部分について、この1年間の取り組みを簡単にご説明しておきます。

まず、ハード部分については、大阪梅田駅周辺、中之島、そして夢洲というエリアをしっかりゾーニングして、しかも関西周辺の都市とも連携をとってMICEを取りにいくと、これは基本スタンスで、そこで整理しておりますのは、高付加価値で質の高いMICEをやっていこうということです。ハード的なことについて、当然中心になっていくのはこのIR施設でございます。

推進体制につきましては、実は既にかなり動いております、まずはスポーツ、これは実はこの間発表しましたけれども、世界でも最大の野球、ソフトボールの世界的な総会の2019年誘致を決めました。スポーツを徹底的に強化しようと思って、さらに先般10月にはISPOという世界最大級のスポーツの展示会を将来的に日本に呼ぼうということで、今までミュンヘンと北京で開かれておりましたけれども、このシンポジウムとアカデミーを呼びました。実はこれから午後も、私はインテックスへ行って、スポーツの展示会に出ます。とにかくこのスポーツイヤーに対応すべく、官民を挙げて、このスポーツについてはMICEの誘致体制を強化していくと、そのためには、本日ご出席の皆様が真剣に日々そういうスポーツ機関、団体を誘致していくということが必要かと思っております。その他、食についても、FOODEXという日本最大規模の食の展示会でございますが、これはまだ最終段階ですけれども、これを引っ張ってくるということも着々と手を打っております。

ということでございまして、今、ご心配されている部分については、2024年までの5年間で外国人のスタッフの採用、スタッフの増員など、官民を挙げて体制強化をしていきます。欧米については、来年4月からブリティッシュ・エアラインが再開します。ヨーロッパに向けてのネットワークが非常に拡大されることが期待され、MICEにおいても、非常に大き



な追い風になると思われます。

今後のMICEの重点分野としては、ライフサイエンスやものづくり、食、スポーツなどと思われまふ。その中で、大型の展示場がどうしても足りない、あるいは併設のオールインワン施設が少ないという課題が示される中、大局的な視点に立って、IRにおいてMICE施設をどのように考えていくのか、皆様に議論をしていただきたいと思ひます。

**○宮城委員** 今、大阪商工会議所では、大阪IRが有すべき施設、あるいは機能について、委員会で検討を重ねておりまして、今後、組織として意思決定をして、今月の下旬か、あるいは来月の上旬ぐらいに、この大阪IRについての具体的な提言を知事、市長に申し上げたいというスケジュールにあります。そういう検討の途中にありますので、その検討の中で出ている意見をご披露という形になって恐縮ですけれども、今、議論になっている1号、2号施設についてのお話を申し上げたいと思ひます。

まず、大阪IRで最も重視すべきは、やはりこのMICEであるというのが基本にあります。幾つか日本の中でIRができるのでしょうかけれども、大阪IRの特徴はといった時に、やはりMICEがまず一番出てくるのではないかという意見が非常に強いです。溝畑座長が言われたように、では、このMICEはどのように施設整備していくのかというハード面でのご議論でいえば、やはり展示施設と国際会議場の両方ともしかるべき大きさが要るのではないか。日本を代表するようなレベルでないと、IRでMICEが売り物ですよということにならないのではないか。具体的にそこをどの水準にするのかということ、まだ議論の途中でございますので、つまびらかにはできませんが、日本を代表する展示場と国際会議場を持つべきではないかという意見が非常に強くあるということでもあります。

先ほどもご議論があったように、ハードをそれだけのレベルにすると、マーケットも非常にワールドワイドに捉え、アグレッシブにMICEを取りにいかなければいけない。では、そうすると、その取りにいく仕組みを、IR事業者と大阪IRの推進体制がうまく連携できる仕組みをつくらないといけない。この仕組みをどのようにつくっていくのかということは、ハード面プラスソフト面でも課題であると思ひます。そういう意味では、今後IR事業者からいろいろな提言、プロポーザルを受けて、いろいろなことが決まってくるのですけれども、やはりハードだけの議論ではなくて、MICEについて、IR事業者だけのメカニズムの中で決めるのではなくて、例えば大阪の地元のどういふライフサイエンスの分野であるのかなど、そういうことをIR事業者ときちんと話をできる仕組みをビルトインさせないと、MICEはうまく回っていかないと思ひます。体制について、そういう意見が強く出ている

ということで、結論ではないので恐縮ですけれども、以上です。

○那須参事 すみません、事務局の方から、先ほど加賀委員からご質問のありました件でございますが、まず世界の国際会議の関係につきまして、2015年の数値を見ますと、世界では約1万2,000件の国際会議が開催されておりまして、そのうち日本の開催件数につきましては355件という数値になっております。また、展示会の関係につきまして、展示会の販売面積ということで資料はありまして、具体的な数値は出ておりませんが、世界全体といたしましては、2010年から2014年までで約13%展示会の販売面積が増えているのですけれども、その間、日本につきましてはほぼ横ばいということで、その分、シェアは下がっていていると考えられます。

以上でございます。

○加賀委員 ありがとうございます。

○大野参事 先ほどの国際会議のお話に関しまして、今年の5月にJNTOが出している統計がございまして、日本は世界で7位、大洋州で1位という位置づけでございますけれども、大阪については、世界で156位ということで、国内でもかなり件数が少ないということになっております。

○溝畑座長 その他、どうでしょうか。

○谷岡委員 5ページの世界水準のMICE施設という、丸がいっぱいある図ですけれども、ここに引っついてるのがショッピングモール等ということになっています。これは溝畑座長のご説明を受けて、スポーツやイベントなど、いろいろなものを列挙しておいた方がよくないですか。ショッピングモールだけだと、家族を連れてきてそこで遊ばせておくみたいなムードがありますので、いかがでしょうか。

○溝畑座長 これは、国が示したものをそのままはめたので、実際は、国際会議場・展示場が併合して、そこに複合的にいろいろな施設が、いわゆる集客施設、あるいはエンターテインメント施設が絡んでいるというイメージですよ。

○谷岡委員 つまり、このポンチ絵だと、要するにショッピングモールは1、2号施設の中に含まれるということでしょうか。我々の感覚では6号、その他施設かと思うのですが。

○溝畑座長 なるほど、そうですね。一緒になっていますね。

○那須参事 1号、2号は真ん中の白の部分だけでございまして、このショッピングモール等は別です。

○溝畑座長 これはIR全体のイメージですよ。

○那須参事 そうです、全体の施設と連携するというイメージで書かせていただいております。

○谷岡委員 もう少しうまく絵を描いてもらえないかなと思います。

○那須参事 申し訳ございません。

○溝畑座長 要は中に国際会議・展示場があって、その横に何か附帯的な施設がついているというようなイメージですね。

○坂本局長 これはI R全体のイメージを書いておりますが、本来ですと、例えばカジノ施設でもあれば、I R全体を指しているということになるかと思えますけれども、その中の真ん中にこのM I C E施設が位置付けられているということ、少し図示したということをご理解いただければと思います。

○宮城委員 すみません、質問ですけれども、5ページに書いてある1～3につきまして、国はどんな水準でこの言葉を置いているのかということを知りたいと思います。極めて大規模な国際会議とはイメージ的には何千人ぐらいで、一般的な規模の展示会とはこれぐらいの広さ、極めて大規模な展示会はこれぐらいなど、もしかしたらオフレコで、プレスがいるので回答できないと言われるかもしれませんが。我々も今、議論をしている中で、どういう位置付けにするのかというところが、まだ議論の途中ですけれども、もし大胆にイメージを言っていたら、こんなところかなという幅でもいいのですが、いかがでしょうか。

○坂本局長 大変難しいご質問をいただきまして、宮城委員ご指摘のとおり、11月5日、国の推進会議で示されたこの3つの要件ですけれども、実は私どもも、このそれぞれの水準について、具体的にどういう水準なのかということは知りたいというのが正直なところですが、今現時点ではこれについての数値的なイメージは示されていません。ただ、先ほどの6ページで、参考資料を掲げておりますけれども、会議施設であれば、シンガポール、マカオ等の大体5,000人強の会議施設が例として掲げられているということからすると、そういうところから、この極めて大規模な、あるいは大規模なということなのかということ、おそらく推測していくということになろうかと思っています。ただ、そういう意味では、我々もこの国の議論の状況をしっかり見ながら、極めて大規模か、あるいは一般的かという辺りを、少しいろいろ頭を悩ませながら考えていく必要があるのかなと思っています。

○溝畑座長 少しつけ加えますと、過去の国会の答弁や、それからI R整備法をつくるときに行われていた推進会議で、一応目安として出てきた数字が、ビッグサイトが約9万5,000㎡で、おそらくそれを上回る規模、よく口頭で言われたり、答弁で出てきた数字が大体10

万㎡です。ただ、これが実際どうなるかは、これから政令の中でどう書き込むかということになると思います。

○宮城委員 10万㎡というのは、「極めて大規模」か、それとも「大規模」のどちらに該当するのでしょうか。

○溝畑座長 極めて大規模の意味というのは、日本の国内で大体6万㎡前後のところはかなり増えてきました。それで、6万㎡がスタンダードレベルになってきて、今ビッグサイトが約9万5,000㎡です。それでいくと、それを上回ると考えれば、いろいろその辺りはそれぞれ、局長が言うように悩ましい。大体10万㎡という数字は、国会答弁や推進会議で出てきていました。それ以降は数字があまり出てきていないです。

○谷岡委員 10万㎡というのは展示会の方だと思います。

○宮城委員 国際会議場はどうですか。

○谷岡委員 国際会議に関しては、普通、何テーブルで何千人という人数の規模で出しますので、広さではないです。

○溝畑座長 あと、固定席がどうかや、最近は国際会議と展示会が複数開催できたり、展示場に転換できるように、空間設定が極めてフレキシブルになってきていますので、一律にこうだというような表現が難しいです。

○宮城委員 でも、何となくイメージ的には5,000人や1万人などになるのでしょうか。

○溝畑座長 要は大規模な国際会議が開けて、しかも国際会議、展示会が両方開けて、なおかつ複数の展示会も開催可能というフレキシビリティが最近すごく出てきているので、国も一律にこれと言いつらいから、例えば3のように、バランスがとれているという言い方もしているのです。結局、これは、アウトプットから非常にいろいろな使用方法があるということです。やはり質の高いMICEを引っ張ってきて、クオリティーの高いものを目指すというアウトプットのイメージは一緒です。ただ、アプローチの仕方が、しかも既存に施設があるケースがあります。そういうものを抱き合わせで考えていくとか、既にあるものをどう活かしていくかという視点も、自治体ごとにあります。ですから、表現が、立地特性やいろいろな施設の目指す方向によって、1、2、3という分け方になっているのかなと思います。おそらく、これは書きながら、この自治体はこんな感じかなと、そういうイメージを入れながら1、2、3になっているという感じがします。

○宮城委員 そうなのですね。

○溝畑座長 そうでないと、これはかなりフレキシビリティがとれています。

○**廣瀬委員** 同友会も10万㎡以上、1万人と言っていますが、㎡だけが重要なのではなくて、中の施設のあり方といいますか、例えば柱がやたら多かったり、夜中に入れかえできないなどというのは困るわけです。ですから、ビッグサイトも大きいですがけれども、増設、増設でやっている、一続きのフロアが広く取れないなど、いろいろと弊害がでてきます。その辺りは、我々がどういうものをターゲットにするかによって、整備していくべきMICE施設を考えていくということなのではないかと思えます。シンガポールの場合、マリーナベイ・サンズでは、1棟で会議も食事も展示会もできる、全部で10万㎡の施設を持っていますけれども、近くに別途、国が20万㎡ぐらいのものを持っていて、そこうまく流し合いをしながら対応しています。したがって、そういう複合的なことも、例えば関西だったら京都の国際会議場ぐらいまで考えながら作っていくと、こういうことなのだろうと思えます。

5 ページの下のポンチ絵について、これをもし国がつくっていないのであれば、先ほど谷岡委員がおっしゃったように、関西は関西としてこういう絵をつくるのだということを示すべきです。この絵だと少し不十分だと思いますので、作りかえられたらいいのではないかと思います。

○**谷岡委員** 私の感覚では、大規模な展示会というのは、5、6万㎡も使えば、日本でも大規模だと思います。ただ、20万、30万㎡以上使うとか、先ほど宮城委員がおっしゃったように、ラスベガス全部を貸し切るといのは、大体25万人ぐらい集まりますから、それを泊めるには最低13万室ぐらい必要で、大阪府内の全部の部屋を集めても7万、8万にしかならないレベルですから、そのレベルは、はっきり言わせて無理です。

ただ、ラスベガスの場合はフロア全体が100万㎡単位でごろごろありますので、100万㎡までいくレベルでいつも考えることができるという前提があります。ですから、それは極めて大規模なレベルだということで、展示会としては考えておいた方がいいと考えています。

○**溝畑座長** すみません、この議論は大阪のMICEをどうすべきかという、私どもがやっています推進委員会でも議論する話なので、これをやっておりますと、多分1時間ぐらい時間が超過します。まずは皆様のご意見として、この1、2、3の国の整理に対して、大阪のMICEのあるべき姿と、そしてまたこの大阪のMICE、IRをどのように考えていくかということで、これから具体的に協議を重ねていくということでございます。

それでは、次の議題に移らせていただいてよろしいですか。最後にまとめてまたご意見を賜りたいと思いますので。では次に、第3号施設でございます魅力増進施設について、事務

局より説明をお願いします。

**○那須参事** それでは、7ページの3号施設につきましてご説明をいたします。この施設につきましては、魅力増進施設といたしまして、資料の左上にございますように、IR整備法におきましては、我が国の伝統、文化、芸術等を活かした公演その他の活動を行うことにより、我が国の観光の魅力の増進に資する施設であって、政令で定めるものと規定されております。想定される施設要件、資料の右側でございますが、国の推進会議での資料によりますと、大きく2つの手法が想定されており、少なくともいずれかの手法によって魅力を伝えることを要件とすべきとされております。

まず、①の多様なコンテンツについて、その内容に応じた発信手法に絞った上で、魅力を幅広く発信する手法が上げられておりまして、その手法につきましては、例えば国の例示では、演劇や演芸、スポーツ、料理等のうち、特定のジャンルについてコンテンツの歴史的背景等を総合的かつ体系的にまとめ、コンテンツの内容に最も適した発信手法に絞って発信することが想定されております。

次に、②のコンテンツを絞った上で、多様な発信手法を活用し、魅力をより深く伝える手法につきましては、例えば国の例示では、先ほど申し上げました演劇や演芸、スポーツ、料理等のジャンルの中から、歌舞伎や落語、相撲、和食など、さらに特定のテーマに絞った上で、展示や鑑賞、体験、販売・消費など、あらゆる発信手法を活用することが想定されております。

なお、③の魅力増進施設がその誘客効果を維持・向上させる仕組みにつきましては、①、②のいずれを選択した場合におきましても、新たなコンテンツの創造や発信方法の工夫による既存コンテンツの発展に、地域や事業者が取り組むようにすべきとの方向性が示されております。

資料の中段以降に、3号施設のイメージといたしまして、これは国の規定に基づきまして事務局で整理させていただいたものですが、大きなポイントといたしましては、コンテンツと発信手法になっており、大阪・関西・日本が有するコンテンツやその効果的な発信手法などにつきまして、広くご意見をいただければと考えております。

私からの説明は以上でございます。

**○溝畑座長** ありがとうございます。ただいま説明がございました、3号施設の魅力増進施設につきまして、ご意見、ご質問をお願いしたいと思います。

**○谷岡委員** 正直に意見を申しますと、この③に書いてあるように、発信方法の工夫による

既存コンテンツの発展ということで、今までの既存のものしか考えていないところがはっきり言いまして不満です。何で大阪が独自で新しいものをつくろうとしないのですか。他ではラスベガスにしろ、いろいろなまちにしろ、みんな新しいものを作ろうと努力してきたのです。そんな中で、既存のものを利用して、発信方法だけ小手先のことを考えるという感覚が、私には、まだ国のレベルで考えている人達は頭が固いといしか言いようがないです。ですから、大阪としては、新たなものを発信するということも含めて、この文化、芸術、伝統その他の融合したもの、またはそれを展開したもの、それを応用したものなどいろいろなものを、その他の活動、例えば漫画のコスプレの交換だけでもいいので、いくらでもそんな新しいものが考えられるのですから、それを大阪は前面に押し出すべきだと信じています。

**○廣瀬委員** 私は谷岡委員のご意見に大賛成です。国がこういう要件をつくっておられるということですから、それはお付き合い程度につくっておいたらいいのではないかと思います。やっぱり何かテーマを絞るということであれば、私はざっくり舞台芸術などといった縛りでいいと思っています。世界から集めてきたコンクールをやるとか、大阪のレッドカーペットを歩いたら世界ですごい注目されるとか、日本や大阪が持っている伝統芸能と、海外から来るものとを戦わせて、何か新しい芸術が関西から生まれてくるようにすべきです。毎年というような状況をつくってこそ、初めて情報発信になります。私は18歳から能楽をやっていますけれども、それを人に見せたからといって何も変わらないと思います。紹介して頂ける方はいても、感動してもう一回来ようかとはならないと思います。やっぱり世界に向けて情報発信するのであれば、伝統芸能を使って何か新しいものを生み出していく、その知の力を使って新しいものを生み出していくというような観点が必要だと思いますので、国の3号要件については、何か少しコーナーをつくってお茶を濁して、もう少し大きなことを考えていただければ嬉しいと思います。

**○宮城委員** 大阪商工会議所の委員会での検討の中で、この3号施設について一番意見が多かったのは、やっぱり食についてであります。大阪にはいろいろな文化であるとか、伝統であるとか、芸術もありますけれども、この3号施設の中で特徴を持たせて大阪IRでやるとすると、やはり食の都大阪で、別にそれは正直申し上げて、たこ焼きをやりたいとか、そういうことを言っているわけではないし、和食に限定をするつもりもありません。食というのは、食べるだけではなくていろいろな展開がありますし、日本以外、国際的なということがありますので、大阪で世界の食をどういう形で見せたり、あるいはコンテストもあるかもしれませんし、それは超一流なのかということもありますし、日本国中もあるだろうし、食という

のは、そういう意味ではものすごく様々な展開も可能だと思っています。新しいものも提示できると思いますので、食を押す声が非常に強くあったということです。

○徳田部長（関委員代理） 3号施設はこのエンタメ施設ということですがけれども、谷岡委員が今おっしゃっていたように独創的なものをつくらうとすれば、これは装置の開発や、バックグラウンドをどんなものにしていくのかということは、コンテンツを含めて時間や費用などが結構かかるようにお聞きしております。そういう意味では、よくしっかりとプランニングから始めて、その造成といいますか、その辺りをどのぐらいの時間、タームで見ていくのかということについて、本格的にI Rの中に組み込んでいく時に、その辺りの具体的な議論を考えてやっていく必要があるのではないかと考えております。

○溝畑座長 樋口委員、どうぞ。

○樋口委員 先ほどのM I C Eとも共通することですが、国が示されたのは日本各地を想定しての基準です。かつ溝畑座長がおっしゃったとおり、施設面についてはフレキシビリティというか、フレキシブルなことを考えてやらなければならないので、その表現は極めて抽象的なものにならざるを得ないと思います。その点は理解できるのですが、「極めて大規模」ってどういうことなのかという話になるわけです。だから、本当は数字で出す方が分かり易いのですが、数字で出せば良いのですが、ただフレキシブルなものでなければならないという制約の中では、それができない。しかし、例えば先ほど来のお話を聞いていましたら、大阪では「アジア最大級のM I C E施設」などという表現で、「極めて大規模」より具体的なイメージを持つことができる表現、工夫した表現を用いているなと感じました。フレキシブルな中でも、いろいろなものについて、「アジアで最大級」ということを目指していくべきと感じ取ることができる表現だと思います。それと、3号施設についても、日本全体を意識していますので、伝統的なものに加えて、新たなものもつくることが必要であるということと理解しておりますが、この3号施設につきましても、具体的なコンセプトまで出せるものか分からないですけれども、今後具体的に議論していくべきかと考えます。そして、その際には、やはり国でも強調していることですが、民間事業者の方の自由な発想を活かすということが必要です。民の方々が大阪・関西の独自性というのは何なのか、どのようなものと考えているのかが大切です。廣瀬委員がおっしゃっているとおりです。

ただ、これからの計画について、国で枠が決まり、それから都道府県でそれを具体的に検討し、その後また国で枠が決まりという形で、時系列で見ると、段階的に順を追っていくように見えるのですけれども、並行的に、あるいは国に先んじて検討していかなければならな



いと思っています。国の枠組みの中でという制約があるなかで並行して先行する問題を検討するというのは大変難しい話だと思っていますが、3号施設についても、ぜひとも大阪の独自性という発想でかつ民間の方々の自由な発想ということが前面に出るような形で、検討していただきたいと思います。私も役人出身ですけれども、どうしても役人というのは、なるべく当たりさわりのない表現を用いる傾向がありますが、先ほどの「極めて大規模」などという表現は、副詞などを付けば益々分からないだろうに思ったりもします。それから、役人にはどうしても先例踏襲主義という発想もありますので、民間の方々の自由な発想、もっと言えば、民間の方々の資金も活かして、何が大阪でできるのか、関西でできるのかという議論を、この場面でなくても検討・議論していただければありがたいと思います。

**○加賀委員** 今この3号施設で出ている内容は、やはり谷岡委員がおっしゃっていたように、既存コンテンツの発展だけにこだわらないで、新しい発想といたしますか、そういうアイデアをここで実現していくということは、ものすごく賛成するところです。その中で、例えば大阪の発信コンテンツというところもありますし、また海外のいろいろな中でのそういう大阪や関西の特徴みたいなものがうまく活かせるような形のコンテンツとその発信というようなところを考えていくというのは、一つあるのかなと思うところです。

また、これを見ていると、それこそ何かテーマをどれか一つに絞るとか、どれぐらいまで絞ってやっていくのか。また絞るといっても、例えばトレンドみたいなものがありますから、それこそ分野を絞った中でずっと施設を運営していくのか、テーマ自体もある程度、何年かたつとそのテーマをまた変えて、そして施設を更新してやっていくのか。その辺りの3号施設で考える魅力増進の部分について、どれぐらいのタームで考えるのかということも、検討していく上で考えていく必要があると思っています。

**○井上委員** 私も廣瀬委員がおっしゃったことに賛成です。3号施設はできれば少し小さめにして、大阪府下もしくは関西圏には、例えば繁昌亭や吉本、漫画を主にやっている大学などいろいろなものがあるので、送り出し機能として、そういうものをいっぱい整備していただきたい。大阪府下もしくは関西で新しいものができた時にそこへつなげていく形にすれば、大阪独自のものが開発しやすい。特に今回は夢洲という島でどうしてもいろいろなものの広さには限界があるので、ぜひそういう大阪もしくは関西全域を含めた形で3号施設という概念を考えられるのであれば、お願いできればと思っています。

**○溝畑座長** 実は、この議論は大阪観光局のミッションでもあります。要するに、大阪がどうやって世界から誘客していくのかということで、我々はマーケティング調査を今やってお

りますが、欧米とアジアでは全くトレンドが違うわけです。今後、我々はそれを今後の I R 施設にぜひ活かしていただきたいと思って調査研究もしておりますけれども、この施設に求められているのは、やはり大阪ということにあまりこだわるのではなくて、この施設は日本の観光の顔になる施設を目指すべきです。日本に来る約6,000万人の観光客が、まずここに来れば、日本の本物の観光に触れることができる。ですから、この I R 推進会議で今、示されているのは、日本の観光のショーケース、ここに行くと、日本の質の高い観光のいわゆるインフォメーションからツールに出会うことができる。昔、大阪は天下の台所と言われました。日本国中の質の高い素材が大阪に集まり、それを市場で取り引きしていました。まさにショーケースです。

実は、大阪観光局は今2つミッションがありまして、関西のハブとしてのミッションと、西日本全体を動かしていくミッション、この2つを持っています。ですから、今まさにお話があったとおり、トレンドも5年後、10年後に変わっていくわけです。今5年後を見据えれば、おそらくこれはいけるのではないかという中で深掘りしているのが、食とスポーツとウェルネスと侍・忍者なのです。忍者は世界でも認知度の高いコンテンツであります。私は日本忍者協議会の副会長をしておりまして、今度、日本の忍者のショーケースを大阪でオープンします。これは日本でも初めてです。大阪をハブに、伊賀、甲賀、和歌山など、関西エリアの忍者、侍のコンテンツとのネットワークをつくり、忍者のショーケースをつくっていく予定です。

I R にどういうコンテンツを入れていくのか、今こうだと決めても、6年後には既に古い話となる可能性があります。10年後、20年後を見据えて、既存のものに付加価値をつけるだけではなく、クリエイティブしていくこと、常に世界最先端のものを集めてそこから発信していくことが必要です。しかも、富裕層は、日本のオンリーワンといえる、質の高いものを求めてくるわけですから、I R 事業者と我々とは常に一緒になってマーケティングをしっかりとやっていくということが大事です。世界の顧客からの評価をきっちり分析して、コンテンツを生み出して、5年後、10年後の長期的な視点に立って、この仕組みを I R 事業者とともにつくっていくことが必要です。このことは、まさに大阪観光局、我々がきちんとやらなければならない仕事なので、ぜひ皆様と一緒に取り組んでいきたいと思っています。

**○坂本局長** いろいろとご意見をいただきましてありがとうございます。

この魅力増進施設について、今ご議論をいただきましたけれども、大阪・関西・日本の伝統、文化、芸術、これらのコンテンツを、いかにエンターテインメント性を加えて発信をす

るかということで、そこにこの I Rをとということです、I Rの中でそこによりクオリティを上げてプロデュースをしていくかという観点が必要だと思っております。そういう意味では、先ほど来ご議論いただいておりますように、既存施設だけではなくて、当然既存施設には磨きをかけるということ、そして新しいコンテンツを創造していく、この両面の視点が重要だと思っております。

それと、いろいろ民間の自由な発想でというご議論をいただきましたが、まさに I Rは民設民営の事業でございますので、そういう意味では民間の自由でダイナミック、柔軟な発想で、アイデアをここで実現していただければと思っております。

また、宮城委員から、食という非常に大事なテーマもご提案いただきましたけれども、この間、中間骨子の中でも、大阪の目指すべきところの中で、フード、食についても、スポーツなどととも位置付けているところがございます。それらも踏まえて、今後この施設の内容については考えていきたいと思っております。

○溝畑座長 ありがとうございます。

それでは次に、第4号施設、送客機能施設につきまして、事務局より説明をお願いします。

○那須参事 それでは、8ページの4号施設につきましてご説明させていただきます。

この施設につきましては、送客機能施設といたしまして、まず左上の I R整備法のところでございますが、我が国における各地域の観光の魅力に関する情報を適切に提供し、併せて各地域への観光旅行に必要な運送、宿泊その他のサービスの手配を一元的に行うことにより、国内における観光旅行の促進に資する施設であって、政令で定める基準に適合するものと法令では規定されております。

右側の想定される施設要件といたしましては、国の推進会議での資料によりますと、3つの機能と施設の規模が示されております。①のショーケース機能につきましては、日本各地の観光の魅力につきまして、バーチャルリアリティーなどの最先端技術によって、臨場感がある形で発信するほか、ICT技術によって、旅行者に必要な情報をオンデマンドでより分かりやすく発信することにより、I Rを訪れる旅行者が日本各地を訪れるきっかけとなることが想定されております。次に、②のコンシェルジュ機能につきましては、旅行者の関心に応じて、オーダーメイドで旅行計画を提案する機能や旅行者のニーズに応じて、その場で予約、決済など必要なサービスの手配をシームレスで行う機能などが示されております。次に、③多言語対応につきましては、英語をはじめ、複数の外国語で①、②の機能を提供するほか、④送客施設の規模につきましては、①から③の機能を適切に発揮するため、情報提供や接客、

待合のためのスペースを確保することが示されております。資料の中段から下に4号施設のイメージといたしまして、ただいまご説明しました内容を整理させていただいております。

こうした機能を有する4号施設、送客機能施設を整備し、日本各地と連携することによりまして、多様な観光客をIRに呼び込むとともに、IR区域への来訪者を全国各地へ送り出し、IRが世界と日本各地をつなぐ交流のハブとなることが期待されているところでございます。

事務局からの説明は以上でございます。

○溝畑座長 ただいまの説明につきまして、ご意見、ご質問等はございますか。

○廣瀬委員 1点目。ショーケース機能のところにVRなどの最先端技術とありますが、2023年にはもう最先端でないと思います。どんどん入れ替えをしていかないと陳腐化します。とても精巧になってくるし、臨場感があふれるものになってくるし、そういうものを重たくつくってしまうと、何年か経ったら、とても古びた施設になってしまいます。そこで、ぜひベンチャーを使っていただきたい。安く、早く、できるだけ入れ替えが可能なようにしていただければということで、大阪がやるのであれば、こういうのはハッカソンでもしていただいて、ベンチャーからいろいろ募って、どんどん入れ替えていくような手法を作っていただければと思います。

2点目は、各地へ送り出すということですが、ものすごく問題なのは、西日本各地に行くのが遠いということです。今、四国や日本海側では、新幹線の議論なども出てきてまして、私も先月、今月と、いろいろなところへ行きましたけれども、金沢や米子や高知などが、とても遠いのです。そういうところが、今どこが一番近いのかといえば東京なのです。東京からが一番近くなっていて、大阪よりも東京の方が近いのです。そのようになってしまっているのです、少し長い時間をかけてですけれども、西日本の交通体系については、やっぱり関西も真剣に考えて、そういうところときちんとインフラでスクラムを組めるようにすべきです。そういう動きをすれば、彼らも喜んでコンテンツを大阪に出してくれますので、そういう努力もやっていったらいいのではないかと思います。

○宮城委員 4号施設についてですけれども、この4号施設は概ねソフトのことがたくさん書いてありますが、少し悩ましいのは、今の廣瀬委員の議論とも関わるのですけれども、IRのある夢洲から送客をする時に、今ある既存のインフラだけでいいのか。あるいは想定しているインフラだけでいいのか。例えば、瀬戸内海に送客をする時に、今想定しているハード施設はないですね。では、バースを夢洲に作るのか、それとも大阪港から西日本への送客

について、瀬戸内海なども考えると、海路で、そうするとそのハード整備はIR事業者にお願いをして夢洲に持つのか、どうするのか。大阪IRは海上にありますので、やはり海路による送客のためのハードの整備をどうしていくのかというところを考えておかないと、大阪IRのアドバンテージを活かせないのではないかと考えています。IR事業者に大きいバースを作らせるかどうかということについては、いろいろな議論があると思いますけれども、そこも考えないと、ソフトだけで送り出しをしましたということでは、大阪IRの送り出し機能としては、正直言うと足りないかもしれないという気がします。

ヘリポートをどうするのかということもありますけれども、そういう小規模でできるものはいいのですが、やはり瀬戸内海をにらんで、旅客船の整備をどうするのかというところは、きちんと議論をしておかないといけない課題なのかなと思いました。

○溝畑座長 皆様、よろしいですか。

それでは、続きまして、第5号施設の宿泊施設につきまして、事務局より説明をお願いします。

○那須参事 それでは、9ページの5号施設についてご説明いたします。

この施設は宿泊施設といたしまして、IR整備法におきましては、利用者の需要の高度化及び多様化に対応した宿泊施設であって、政令で定める基準に適合するものと規定されております。想定される施設要件といたしましては、右側でございますが、国の推進会議での資料によりますと、①一部屋当たりの客室面積、②スイートルームの一部屋当たりの客室面積、③総客室数に対するスイートルームの割合、④総客室面積の4項目の全てについて基準を満たすことが検討されております。また、各基準の設定に当たりましては、諸外国のIRの宿泊施設や近年整備された世界水準の宿泊施設等の実態を考慮することとされております。

次に、資料の中段、左下でございます国内・諸外国の宿泊施設の現状でございますが、まず最小客室面積の平均につきましては、スイートルームで見ましても、それ以外の客室で見ましても、世界的なブランドの宿泊施設や諸外国のIRの宿泊施設は同水準であり、日本の宿泊施設を大幅に上回っております。また、総客室数の平均につきましては、諸外国のIRの宿泊施設が2,495室と、他の宿泊施設と比較して相当程度、大規模であるとともに、総客室数に対するスイートルームの割合の平均は、諸外国のIRの宿泊施設が19.2%と、他の宿泊施設の割合と比較してかなり高くなっております。次に、その右側にはIR整備法の条文にあります利用者の宿泊需要の高度化・多様化に関する要素といたしまして、観光庁の資料などを参考に、随一のラグジュアリーな空間・サービスや高付加価値サービス、心安らぐ

上質なリゾート、滞在型観光などのキーワードを整理したところでございます。

様々な滞在目的の来訪者や多様な客層に対応できる宿泊施設を整備し、滞在型観光の実現に寄与することが必要であると考えております。事務局からの説明は以上でございます。

○溝畑座長 ありがとうございます。

ただいま宿泊施設につきまして説明がありましたけれども、ご意見、ご質問等はございますか。

○谷岡委員 例えば、シンガポールのリゾートワールドセントーサなどでは、普通のホテルもあれば、高級ホテルもあれば、割と安いホテルも園内にあります。ですから、来る人達のレベルに従って値段設定が大分違うケースがあります。私はこれを読んで、一部屋当たりの客室面積を最低これだけと決められると、一番エコノミカルにきたいレベルの方達は、多分来られない可能性があると考えておりますので、そこをフレキシブルに運用できるような文言となるよう、何とか大阪の要望として出していただけないかというのが私の正直な意見です。

○加賀委員 施設の基準を満たすということですが、やはりターゲットをどうするかによって、ラグジュアリーな高級施設もあれば、大分一般的なビジネスパーソンが使えるようなところをメインとするのか、ターゲットによって、ボリュームは違ってくるかと思いません。ですので、こういうところを出す場合にも、例えば、ターゲティングとあわせてこういう形で考えていくといったような考え方が必要になってくるのではないかと思います。

○廣瀬委員 谷岡委員がおっしゃったような視点は非常に重要だと思っています。セントーサはたしか全室スイートだったと思いますけれども、スイートの定義というのは2部屋あるということだけです。寝室とそれ以外が分かれているというのがスイートルームなので、とても広いラグジュアリーなものばかりではないです。つまり1泊2万円ぐらいのスイートもあれば、1泊100万円ぐらいするスイートもあるということです。その辺りはある程度フレキシブルにしておくべきだと思います。また、大体どこのIRへ行っても、そんなにホテルにお金をかけてはいないです。大理石のほんまものなどは使っていないで、大体張りぼてです。どんどん改装できるということの方が重要かと思っています。その辺りの要件について、あまりがちがちに決めると後で困るとするのはそのとおりだと思いますので、ぜひ働きかけをしていただければと思います。

○徳田部長（関委員代理） 先ほどの座長のお話のとおり、これもマーケティングだと思います。どんな方、どういう方がどんな宿泊施設を望んでいるのかということをよく把握して

提供していかないと、こちらからこうじゃないかという決め打ち的な施設の整備の仕方では、やっぱり外れてしまうのではないかというのと、あとは、やっぱりトレンドがあると思いますので、時間軸も考えてやっていく必要があるのではないかと考えております。

**○溝畑座長** ありがとうございます。マーケティングのことで、実は私どもの方で、今、大阪の食をこれからどのようにブランディングしていくのかという議論になっております。これは参考になるとは思いますけれども、今、大阪の観光を支えているのは、分厚いミドル層です。いわゆる年収が、大体中から富裕層の間ぐらいの方々が、1回平均10万円、お金を落としていただいている。これが大体1,111万人来て、1.2兆円というお金を落としているわけです。我々の今の戦略は、この分厚いミドル層を横に広げていく、できるだけたくさん滞在してもらう。要するにここの使う金額を急に上げるというよりは、横に広げる。

もう一つ、我々が足りないところは、実はこの富裕層のゾーンです。ですから、この富裕層を取り込まなくてはいけないという時に、我々の既存の宿泊施設では難しい。そこのところをIRに取り込みたいというのは、この大阪観光の中で議論している時に、このIR施設への期待となります。まさに高付加価値で質の高いサービスです。ここでもう一つ、皆様の議論を聞いていまして、注意しなくてはいけないのは、富裕層がみんな宿泊にお金を使うのかといえば、欧米の方は逆に宿泊施設にあまりお金を使わず、他のエンターテインメントや食の方にお金をかけるのです。

ですから、そこはよくこれからの5年後、10年後の絵姿を見ながら、マーケティングの中でどういうところをまとめていくのかというところです。今までは、主にミドル層に支えられてきましたが、これはこれで大事にしていかななくてはなりません。大阪全体の観光からいうと、ミドル層の数を増やすとともに、富裕層へのアプローチを強化し、観光の消費の質を上げていくことも重要と思います。

**○谷岡委員** 特に将来、中国やアジア圏からの方々が増えるという場合、家族単位で来られます。例えば、5人、6人という方々が泊まれる、畳の部屋があってもいいですし、そこに布団を幾つ貸せば幾らだなど、そういう値段設定だって私はいいいと思います。その分、部屋代は安いけれども、マツモトキヨシなど、いろいろなところで山ほど買っていただく、そちらの方ににお金を使うというカルチャーで私はいいいと思います。ですから、そういうのもやっぱり、ぜひ大阪から国の方にこういうケースもあるということ投げかけていただきたいと思います。

**○溝畑座長** よろしいでしょうか。

それでは次に、第6号施設、その他観光客の来訪・滞在の促進に関する施設につきまして、事務局より説明をお願いします。

○那須参事 それでは、10ページの6号施設につきましてご説明させていただきます。

この施設につきましては、集客及び滞在に寄与する施設といたしまして、IR整備法では、これまでにご説明いたしました1号から5号に掲げるもののほか、国内外からの観光旅客の来訪及び滞在の促進に寄与する施設と規定されております。想定される施設要件といたしましては、これまでの昨年度等に開催されました国の推進会議での資料などによりますと、多彩なエンターテインメントやアクティビティー、全ての人が快適に滞在できるリゾートなどの機能のほか、1号から5号施設に当てはまらない遊園地やショッピングモール、レストランなどが想定されているところでございます。

次に、資料の中段以降、まず左側でございますが、IR整備法の条文などから、IRへの集客に資する施設、長期滞在に資する施設が求められていると考えております。これらの施設につきましては、まさに民間事業者の知恵と工夫を最大限に活用すべきものであると考えておりますが、それを引き出すために必要となるキーワードといたしまして、世界に類を見ないエンターテインメントや大人のナイトライフ、都心にありながら非日常を味わえるリゾート空間などを整理したところでございます。こうしたキーワードを初めとしまして、大阪IRに必要となる施設などにつきまして、幅広くご意見を頂戴できればと考えております。

事務局からの説明は以上でございます。

○溝畑座長 ありがとうございます。

ただいま6号施設につきましてご説明がありました。皆様、ご質問、ご意見等お願いします。

○加賀委員 集客及び滞在寄与施設となっていて、想定されるものがあがっていますけれども、例えば、情報サービスや、あとは交通という意味での移動手段のようなところは、ここに入るのか、もしくは民間事業者とはまた違う形の整備を考えていくのか。情報サービスは、かなり集客にも関わってくるようなところがあるかと思しますので、それこそIR施設ができる頃の新しい通信機能、通信のいろいろな技術などを考えると、その時はどのような形で整備していったらいいのかというようなことも、6号施設を考える際には関わってくるのではないかと思うのですが、この辺りはいかがでしょうか。

○那須参事 加賀委員からご意見のございました情報サービスにつきましても、当然IRに様々な施設が整備されることとなりますので、そういったものを一元的に発信できるような



情報施設でありましたり、70ヘクタールという広い敷地でございますので、どのような形で移動していただくのか、そういったものも含めまして、今後検討していかなければならないと考えております。

○**廣瀬委員** 検討のキーワードの中で、世界に類を見ないエンターテインメントというのは、何を差して言っているのかというのがよく分かりません。どんなものが世界で類を見ないエンターテインメントなのか、それは本当にできるのであればおもしろいと思いますが、よっぽど練って、いろいろな人の意見を聞かないといけないと思います。

6号施設のイメージについて、冒頭に少し申し上げましたけれども、デジタルのにおいが全然しないというのは残念だと思っております。先ほど加賀委員からもお話があった「情報通信はどうするのですか」という点について、多分IR施設はカメラだらけです。そういったものを使って、人間の行動などについて幾らでもデータがとれるわけで、それをいろいろなライフサイエンスを使って快適な方向にもっていくということができるわけです。今、そういったことをやろうと思えば、ベンチャーの力、それから大学の力、場合によっては海外の力も必要かと思えます。毎年イスラエルに行っていますが、去年イスラエルに行った時に見せてもらいました施設では、椅子に座っただけで全部バイタルデータが分かるという研究がなされていました。そういったものを使っていけば、この施設に来たら何か健康になった、幸せになったなど、今までにないエンターテインメントに繋がります。そういったものを作っていこうと思えば、もう少し幅広く連携して、従来にない発想をしていくべきだと思います。

○**溝畑座長** ここで世界に類を見ないという意味を、私が少し分析させていただきますと、世界に類を見ないというのは、まずオンリーワン、ここにしかないということです。もう一つは、クリエイトするということです。これは今までの非常識を常識に変えるぐらいのクリエイトです。もう一つは、ごたごたになっているものを一つにまとめて、ここに行くと全てが揃って、利便性があり、そして分かりやすくなっている。要するにこの3つかと思います。

実は今、私どもでも、大阪がこれから欧米に向けて何を売りにするのかという時に、この世界に類を見ないというのは、この3つの中で何があるのかということで、これはおそらく大阪IRに係る観光関係者の皆様が、共通して日々考えなければいけないテーマだと思います。これが要するにサービスにおける優位性になってくるので、ここをどう構築していくかということが、これからIRをつくるために大阪府市、皆様の意見を集約していく上で、重要なポイントになると思います。

それでは、時間が迫ってまいりましたので、次は資料3のギャンブル等依存症対策につきまして、説明をお願いします。

○井谷課長 それでは、私の方から資料3の「ギャンブル等依存症対策について」に基づきまして、ご説明させていただきます。これまで我々は、ギャンブル等依存症対策研究会を6回開催いたしまして、その中で出た主なご意見をご紹介しますと存じます。

まず、全体を通じて総括的なご意見としまして、明確な目標を持って科学的根拠のあるフレームワークで戦略的な対策を作成し、行政、医療福祉関係機関、事業者が協力して対策を実施することが重要であるとのご意見がありました。

そのほか大きく3つのテーマでご意見をいただいております。

まず、府域での実態把握の項目では、それぞれの機関の報告から、いずれの機関においても、相談件数は増加傾向となっていることや、相談者については、性別では男性が圧倒的に多く、年代別では20代から40代が中心であるといったこと、背景については問題が深刻化してから相談支援につながっていることや借金を繰り返していること、心理的な問題があるなどの類似の実態について一定把握したところでございます。次に、実態把握のあり方や手法についてですが、既存の情報やデータでさえ、十分把握、共有できていないということが課題とされ、相談実績などを整理分析することに加え、行政が保有する各種統計データなどをあわせて分析することで、有用な実態把握が可能となるのではないかといった意見や、対策の立案や実施、施策効果等の検証のためには、やはり有病率調査というのは不可欠であるものの、高額な費用がかかることや、あるいは役割分担を考えて、適切なサーベイランスを国に提案すべきといったご意見がありました。

次に、大阪独自の対策の項目のところでは、まず相談支援としまして、タイミングや継続的にかかわることの重要性、背景にある家族関係・生育歴等の問題を考慮した支援が必要であるといったこと、病識を認めさせることにこだわらない多様なアプローチに加えて、助けを求められる選択肢の存在とそれらを周知することが必要であるといったご意見をいただきました。また、治療では、健康増進的な一般的な予防から、過度なギャンブル行動を抑止する危害を縮小化させる選択的予防や、そしてやはり治療につなげる仕組みを考えるべきといったご意見や、診療報酬の位置付けがないと、やはり民間医療機関での継続的な支援は困難であるといった意見がございました。予防のところでは、IR事業者には1次予防のための情報提供や早期発見のための従業員教育をしっかりと徹底して求めていくべきだといったご意見や、ギャンブルのスタート時期が早いことや、あるいはオンラインの普及を考えると、

若年層への教育啓発というのは非常に重要であるといったご意見がありました。また、人材育成という面では、公的機関はもとより、民間機関や支援者などを含め、継続した支援のためには、やはり専門職の技量向上が必要であるといったご意見がありました。

次に、IT技術を踏まえた対策のところでは、カジノ施設やIR来場者の行動情報を収集、分析、研究することで、依存症のメカニズムとしての脳の報酬系に関する研究を深め、より先進的な対策に活かしていくことが期待できるのではないかとご意見や、行動情報の収集、管理、活用に関しては、個人情報保護法をクリアできる仕組みの検討や透明性の確保、効率的なデータ管理などの課題、事業者の協力を得て、行政が多大な負担をすることなくデータの提供が得られる環境、体制整備が必要とのご意見をいただきました。

今後、第7回以降も、これまでの議論を踏まえ、IR事業者に求める対策や海外事例を参考にした、より先進的な対策についてさらに検討を深めることといたしております。

私からの説明は以上です。よろしくお願ひいたします。

**○溝畑座長** ただいまの説明につきまして、まずはギャンブル等依存症対策研究会の研究総括として、大変ご尽力いただいております井上委員からご発言をお願いしたいと思います。

**○井上委員** ギャンブル等依存症対策につきましては、様々な側面から検討する必要があると思ひまして、研究会を行っております。具体的には、やはり実態把握がないと今回のこのIRがどのように影響したかが分かりませんので、そういう調査研究の専門家の方にご参加いただいたり、最先端の技術を利用した対策を行うために、IT技術の専門家の方にご参加いただいております。また、ギャンブル依存症の多面的対策のために、海外のカジノの現状及びその依存症対策に詳しい専門家の方や、実際にギャンブル依存症を現在診ておられる実臨床の方達にも機会ごとにお集まりいただいて、現在までに6回、年内にあと3回程度、議論を深めたいと思っております。このように、やはり5年後、10年後に効果があったと言っただけのように、現時点で必要な人に対してはお声がけをして、最先端でかつ効果的な大阪独自の依存症対策を提言できるように、今後も検討を続けていきたいと思っております。

実際、啓発活動はすごく大事でして、他の病気になりますけれども、うつ病などは、昔はあまり診断書を含めて出てこなかったのですが、2000年ぐらいに、うつは心の風邪であるといった啓発活動をしてからは、皆様ご存じのように、多くの方がうつ病の治療に積極的に声を上げていただいて通院していただいております。ですから、依存症についても、このように何らかの形でハードルを下げて、皆様に来ていただき、かつ来ていただいたからには対

応ができるよう、夢洲の対策、大阪府域の対策、それから医療としての対策などをつくって  
いけるように、研究会を含めて頑張っていきたいと思っております。

簡単ですが、補足説明をさせていただきました。

○溝畑座長 井上委員、どうもありがとうございました。

それでは、他の委員の皆様から、ご意見、ご質問等はございますか。

○宮城委員 ギャンブル等依存症対策について、今後おそらく、大阪IRの様々な施設や機  
能の話がどんどん進捗していくと思いますので、その露出や動きと、この依存症対策の進捗  
の平仄が合った形で、しっかりした世界最高水準の依存症対策として大阪モデルの構築と  
いうことが同様に出ていくように、現在は研究会もつくってしっかり大阪府市でやっていた  
だいでいるので、そういうものを同時に出していただきたいと思います。やっぱりそこを忘  
れてしまうと、不安に思う市民の方もいるのかなと思っています。

○坂本局長 今、宮城委員からご指摘をいただきましたように、依存症の問題は、まだまだ  
懸念事項に対する府民、市民の理解を深めていっていただく必要があると思っています。  
我々は、そういう意味では、このIRの誘致を進めるに当たって、懸念事項対策、特に依存  
症の問題も含めて、まさにこの2つは車の両輪のように思っておりますので、パラレルに並  
行してしっかりと進めていきたいと思っております。

○廣瀬委員 依存症対策については、非常にいいことをやっていただいております、あり  
がとうございます。前から申し上げていましたとおり、既存の情報について、最初のステー  
タスクオをしっかり持つておくということが大事だと思いますので、その辺りの調査もなさ  
っていただけるということは、大変喜んでおります。

私どもは、いろいろなオペレーターや大学とお付き合いさせていただいておりますけれど  
も、オペレーターもかなり依存症対策には真剣に取り組んでおられるところが多いと思いま  
す。最近ラスベガスばかりではなくて、ワシントン近郊やボストンなど、割とあまりこれ  
までカジノになじみのなかったところにもIRができています。そういうところでも、いろ  
いろ風評が立たないように一生懸命取り組まれている事例もありますし、オペレーターもか  
なり信用していいのかなと個人的には思います。また、大学も、関西でいえば、市大、それ  
から県立など、そういった大学も含めて医学部の多いところがございます。私どもの委員会  
活動の中でも、大学の方々から、依存症対策については自分のところも研究したいという声  
がいっぱい上がっておりますので、そういったところと連携していけば、大阪らしい取り組  
みもできると思います。他にも、理研や総務省の研究所などで、脳について、かなり研究を

されておられる方もいらっしゃると思いますので、そういう知見を合わせていけば、おもしろいことができると思います。

○溝畑座長 ありがとうございます。

それでは、引き続きまして、次の議事に入りたいと思います。資料4の夢洲における防災の取り組みにつきまして、事務局より説明をお願いします。

○池田参事 私の方から夢洲における防災の取り組みにつきましてご説明申し上げます。

この夢洲が位置します大阪港の臨海部におきましては、既に大阪市の地域防災計画におきまして想定される地震、あるいは津波などの災害に対しましてハードの対策にいろいろ取り組んでおきまして、安全性の確保を進めてきているところでございます。

まず、夢洲の観光ゾーンの地盤につきましてご説明申し上げます。高さの観点で申し上げますと、右の方に図面をつけておりますが、大阪湾の最低潮位面、これをOPと申しておりますが、そのOPに対しまして地盤高さをまず11メートルのプラス、OPから11メートルの高さまで土を盛り土するというのを今、取り組んでおるところでございます。この高さは、当然埋立地でございますので地盤沈下をいたしますが、その50年後の想定の高さに置きかえましても、OPプラス9.1メートルという高さを想定しております、これは満潮時に大きな地震による津波が発生したときの海面の高さ、これはOPプラス5.4メートル、あるいは、これも満潮時にいわゆる大きな台風が来た時の高潮による予測の高さ、これをOPプラス5.2メートルと見込んでおります。こういった高さに対しても、3メートル以上の余裕を確保した高さの土地を作っていくということで取り組んでおります。ちなみに、先般9月4日に上陸いたしました台風21号による最高潮位、高潮でございますけれども、これもOPプラス4.59メートルということで、ここで高潮の予測高さOPプラス5.2メートルと想定しておりますが、この範囲内の数字ということでございまして、夢洲の観光ゾーン、IRを想定しているエリアにおきましても、高潮による被害というものはございませんでした。

それから、液状化という観点で申し上げますと、大阪港内や河川筋のいわゆる浚渫土砂によりまして、この夢洲、IRを想定しているゾーンについては埋め立てをしております。そういった観点から、いわゆる粘性の高い土による埋め立てをされているということで、いわゆる液状化については、しにくい地盤と言うことができると考えております。

その他のハード対策でございますが、まず交通アクセスの観点で申しますと、夢舞大橋、あるいは夢咲トンネルという夢洲と舞洲、あるいは咲洲を結ぶ交通ルート、こちらはいわゆる災害発生時にも緊急交通路、あるいは避難路としての役割を担っているものでございます

が、こういったものにつきましても、大規模地震による影響に対しての安全性の検証を行っておりまして、一定の耐震性を確保しているということでございます。また、エネルギーの観点でございますが、災害発生時においても継続的にエネルギーの供給が行われるよう、今後インフラの整備を努めてまいります。

一方、ソフト面の対策でございますが、まずは来訪者が安心して滞在できるようにという意味で、これはI R事業者にも今後担っていただく部分になりますけれども、安全確保であったり、エネルギーの自立対策、こういったものを踏まえたBCP（事業継続計画）を策定していただくということ。さらには、大阪観光局等と連携したインバウンドへの情報提供であったり、相談窓口についても24時間体制のものを構築していくこと。こういったものについても、I R事業者等と連携して取り組みを進めてまいりたいと考えております。

説明は以上でございます。

**○溝畑座長** ありがとうございます。

夢洲における防災ということございまして、今回、6月に地震があり、また9月には台風がきました。私も今、この間も大阪の領事館の皆様と一緒に、災害時における、特に外国人観光客への避難指示のあり方、避難施設のあり方、誰が責任を持って避難をするか、指示をするかを一緒に考えてまいりました。特に、外国人観光客の皆様は、基本的にまずは領事館に情報を取りにきますので、情報が輻輳するという問題がございます。この辺りについて、しっかりと一緒に体制をつくっていきたいと思っています。

このテーマについて、特に安心安全といえ、樋口委員、どうでしょうか。防災となりますと、特に警察、消防、自衛隊など、いろいろな関係機関が必要になってきます。防災という面で、もしご意見をいただけましたらお聞きしたいと思います。

**○樋口委員** 時間の関係もありますし、具体的な話というよりも、今のご説明を聞きまして、夢洲におけるハード対策、ソフト対策という形で、いろいろな検討をされて、インフラ整備等も進めていくということと理解しました。

私も警察という立場でおりました際には、過去に、例えば、警察庁で情報通信企画課長在任中に、東日本大震災が発生しました。そのような未曾有な大規模災害時には、いろいろなものがハード面、ソフト面で整備されていたとしても、想定外のマニュアルを超えた対応が求められることがあろうかと思っております。そういう事態の中では、今、座長がおっしゃったとおり、情報提供が一番大きな問題となってきますので、その点について、I Rに限らず、外国から日本に来られている方々に対して、どういう形で情報提供するかが一番大きな問題だ

と思います。

それから、大規模停電が起こるか、起こらないかも問題です。情報発信という形になると、携帯電話事業者等の民間事業者の方々の中継基地も、当然一定期間については、電源が切れても自動的に発電できる機能がありますが、それもガス欠といいますか、軽油等のエネルギー源が途絶すると、自動発電機能も途絶えてしまいます。そういう意味では、いろいろな災害が発生した時に、停電が発生すると電源が切れる、それに対応できる機能があっても、エネルギーが途絶すると、それも対応できなくなることもあります。ちなみに、警察無線はそういった事態にも対応できる態勢を整えていることから、阪神淡路大震災の際にも、東日本大震災の際にも、民間事業者の通信が機能しなくなる中で警察無線は機能を維持しました。

いずれにしても、災害発生時における情報提供について、溝畑座長からもお話がありましたとおり、そのルートの確保を検討しておく、そして、それに加えて多言語にどう対応していくかなど、そういった問題が一番大きいのではないかと思います。抽象的な話になりましたけれども、今後、具体的に検討していくべき事柄だと思っております。

**○溝畑座長** ありがとうございます。まだまだ皆様にご意見を賜りたいのでございますが、時間が大分迫ってまいりました。議題ごとにたくさんのご意見をいただきました。皆様、非常に示唆に富んだ、また有益なアドバイスをいただきまして、本当にありがとうございました。これをもちまして、この場での議論を終わりたいと思います。

それでは、事務局の方からコメントをお願いします。

**○坂本局長** 大変ありがとうございました。中核施設の要件に関しまして、非常に貴重なご意見をたくさん賜ったところでございます。

特に、1、2号の展示施設、会議施設のところでは、世界を見て取り組んでいくべきだというご意見、また最も重視すべきはMICEで、日本を代表する施設にするべきだというご意見もいただきました。確かに現在、件数的には大阪も伸びておりますけれども、やはり日本、そしてアジアにおける総合的な競争力がかなり低下してきているというのが現状でございます。そういう意味では、この大阪・関西におけるMICEビジネスを確立するという観点も非常に重要だと思っております。本日いただきましたご議論、そしてまたこの国の中核施設の要件、この辺りをしっかりと踏まえながら、またIRの事業性も踏まえながら、私どもの方で、この方向について検討を深めていきたいと思っております。

それと、ソフトの面についてもいろいろとご指摘いただきました。溝畑座長からお話もありましたが、今現在、府市、大阪観光局、経済団体も入って、MICE推進体制を確立して

おりますので、この中に I R 事業者もしっかりとどういう形で組み込んでいくのか、そして大阪全体で、一体となって M I C E を推進していく、そういう大阪全体の M I C E 戦略の方針が必要かと思っておりますので、それについても、M I C E 推進委員会も含めて議論を深めてまいりたいと思っております。

また、特に 4 号施設のところで、宮城委員から海上輸送というご指摘もいただきました。これは、ベイエリアに位置する夢洲ということでございますので、アクセスの観点、それから送客する観点、この両面から非常に重要な視点だと思います。そこを含めて、また私どもの方でも検討を深めていきたいと思っております。

さらに、6 号施設のところで、溝畑座長からもお話をいただきましたけれども、この世界に類を見ないということで、どういうイメージかというご議論をいただきました。まさにオンリー、独自性ということですが、この辺りはまさに民間事業者の発想で、私どもとしましては、そういう提案をぜひ期待をしていきたいと思っております。

以上、1 号から 6 号の中核施設のところで少し補足をさせていただきました。以上でございます。

○溝畑座長 ありがとうございます。それでは、事務局に進行をお返ししたいと思います。

○那須参事 溝畑座長及び委員の皆様におかれましては、議事進行と活発なご議論をいただきまして、まことにありがとうございました。

これをもちまして、第 9 回 I R 推進会議を閉会いたします。ありがとうございました。

閉 会